

I T 関連サービス企業誘致事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、成長分野である情報通信業の県内への立地を促進し、若年層の県内就業の促進、地元人材の活用及び育成並びに質の高い雇用の創出を図るため、県内に新たに本社又は拠点を設置して情報関連事業を営む企業に対し、当該本社又は拠点の設置及び操業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本社とは、商業登記簿に登記された本店所在地をいう。
- (2) 拠点とは、県内に設置される事務所、事業所、開発拠点その他継続的に情報関連事業を行う施設をいう。
- (3) 情報関連事業とは、日本標準産業分類における情報サービス業、インターネット随サービス業で、主としてソフトウェア、情報システム、データ処理、インターネット関連サービス又はこれらに附随するデジタル関連サービスを提供する事業をいう。
- (4) 操業とは、事業計画に基づき事業活動を開始することをいう。
- (5) 県内に新たに本社又は拠点を設置とは、県内に本社又は拠点を有しない企業が、県内に新たに本社又は拠点を設けることをいう。
- (6) 操業開始日とは、補助事業に係る本社又は拠点において、事業計画に基づく事業活動を開始した日をいう。

(補助対象事業者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 県内に新たに本社又は拠点を設置する情報関連事業を営む企業
 - (2) その他知事が特に必要と認める者
- 2 前項に掲げる企業は、交付申請日から1年以内に操業を開始しなければならない。
- 3 第1項に掲げる企業は、本補助事業の趣旨に賛同し、成果の普及及び県施策の推進に資するため、知事から求めがあったときは、次に掲げる事項に可能な範囲で協力するものとする。
- (1) 若年層の育成及び県内就業の促進のための企業訪問又は視察等の受入れ
 - (2) 若年層の育成及び県内就業の促進のための講義又はセミナーへの講師協力

- (3) 補助事業の成果に係る事例紹介
 - (4) 成果発表又は必要な情報の提供
 - (5) 広報資料への掲載その他の広報協力
 - (6) その他本補助事業の趣旨に照らして必要な事項
- 4 前3項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認める場合は、補助金の交付の対象となる者の範囲又は要件について別に定めることができる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

- 2 補助対象経費は、国、県、市町村その他の団体から、同一の経費について補助金その他これに類する給付の交付を受け、又は受ける予定がある経費を除くものとする。
- 3 補助対象経費は、交付決定日以後に契約し、又は支出した経費とし、当該補助対象事業に係る債務の額の確定を受け、かつ、実績報告書の提出の日までに支払を完了したものとする。電気通信役務の提供の対価その他これに類する継続的な役務の対価であって、実績報告書の提出の日までに請求額が確定しないものは、補助対象経費に含めない。
- 4 補助金の額は、操業開始日から起算して年度ごとに算定するものとする。
- 5 補助対象経費の範囲、対象外経費その他必要な事項は、別に定める。
- 6 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、補助金の額の上限については、別表1に掲げるとおりとする。
- 7 別表1に定める補助上限額は、各会計年度あたりの上限額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、IT関連サービス企業誘致事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
 - (2) 年度別事業計画表（別紙2）
 - (3) 所要額（変更）調書・精算額調書（別紙3）
 - (4) 事業費に関する積算資料（見積書等の金額が分かるもの）
 - (5) 補助金交付状況総括表（別紙4）
 - (6) 誓約書（別紙5）
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の

規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、IT関連サービス企業誘致事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、次条に掲げるもののほか必要な条件を付けるものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 知事は、補助金の交付決定に当たり、次に掲げる事項を条件として付すものとする。

（1）補助金を目的以外に使用しないこと。

（2）補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が操業開始日から5年以内に事業を中止又は廃止した場合、知事は、操業期間、中止又は廃止の理由その他の事情を勘案し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができること。

（3）知事が必要と認める報告を求めた場合はこれに応じること。

（4）第3条第2項に規定する要件を満たさなくなったときは、速やかに知事に報告すること。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第6条の規定による交付の決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更等の承認の申請）

第9条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、IT関連

サービス企業誘致事業費補助金変更承認申請書（第 3 号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）事業計画書（別紙 1）
- （2）年度別事業計画表（別紙 2）
- （3）所要額（変更）調書・精算額調書（別紙 3）
- （4）事業費に関する積算資料（見積書等の金額が分かるもの）
- （5）補助金交付状況総括表（別紙 4）
- （6）その他知事が必要と認める書類

2 次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更については、前項に掲げる変更の承認を必要としない。

- （1）補助対象経費の 10 分の 2 以上に及ぶ変更
- （2）事業の目的、実施場所、実施期間又は事業内容の重要な変更
- （3）補助金の増額を伴うもの

3 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、IT 関連サービス企業誘致事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（第 4 号様式）を知事に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第 10 条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（状況報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第 12 条 補助事業者は、各会計年度における補助対象経費に係る事業が完了したときは、IT 関連サービス企業誘致事業費補助金実績報告書（第 5 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該年度に係る補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- （1）事業実績書（別紙 6）
- （2）所要額（変更）調書・精算額調書（別紙 3）
- （3）イニシャル経費（設計費、工事費、設備投資費等）に係る契約書の写し
- （4）イニシャル経費（設計費、工事費、設備投資費等）に係る納品書、領収書等の写し
- （5）家賃経費に係る契約書の写し

- (6) 家賃経費に係る領収書等の写し
 - (7) 通信料に係る領収書等の写し
 - (8) 進出企業社員出張経費に係る領収書等の写し及び実施内容、参加者、日程並びに支払内容等が確認できる書類
 - (9) 企業人材育成費に係る領収書等の写し及び研修内容、受講者、受講期間並びに支払内容等が確認できる書類
 - (10) 視察経費に係る領収書の写し及び視察目的、参加者、日程並びに支払内容等が確認できる書類
 - (11) 実施状況写真
 - (12) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

- 第13条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めたときは、交付決定額（第9条第1項の規定による変更承認をしたときは、当該変更承認後の額）を上限として補助金の額を確定し、IT関連サービス企業誘致事業費補助金交付額確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、IT関連サービス企業誘致事業費補助金請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（第8号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 第6条第3項及び第7条の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
 - (2) 第9条の規定に違反したとき。
 - (3) 第10条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 第3条第2項に掲げる要件を満たさないこととなったとき。

- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第20条第2号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

区分	補助率	補助上限額	適用期間	備考
イニシャル経費 （設計費・工事費・設備 投資費等）	1/2	500 万円	初年度のみ	
家賃経費	1/2	180 万円	操業開始日から 3 年間	
通信料	1/2	30 万円	操業開始日から 3 年間	
進出企業社員出張経費	1/2	1.5 万円 （1 回あたり）	操業開始日から 3 年間	1 社あたり 6 回 まで
企業人材育成費	10/10	50 万円 （1 人あたり）	操業開始日から 2 年間	1 社あたり 2 人 まで
視察経費	1/2	2.65 万円 （1 人あたり）		1 社あたり 3 人 まで

第 1 号様式（第 5 条関係）

I T 関連サービス企業誘致事業費補助金交付申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

所 在 地
法 人 名
代表者職氏名

I T 関連サービス企業誘致事業費補助金交付要綱の規定により、次のとおり補助金の交付を受けたいので、I T 関連サービス企業誘致事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により申請します。

- 1 補助金交付申請額 _____ 円
2 経費の内訳

項 目	補 助 対 象 経 費	補助金交付申請額
イニシャル経費	円	円
家賃経費	円	円
通信料	円	円
進出企業社員出張経費	円	円
企業人材育成費	円	円
視察経費	円	円
合 計	円	円

- 3 補助事業の対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日

第 2 号様式（第 6 条関係）

I T 関連サービス企業誘致事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良県知事

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり交付することに決定したので、I T 関連サービス企業誘致事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

交付決定額 _____ 円

交付決定額の内訳

補助対象項目	交付決定額
イニシャル経費	円
家賃経費	円
通信料	円
進出企業社員出張経費	円
企業人材育成費	円
視察経費	円
合 計	円

第3号様式（第9条関係）

I T 関連サービス企業誘致事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

所 在 地
法 人 名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定の通知があった事業について、事業計画を変更したいので、I T 関連サービス企業誘致事業費補助金交付要綱第9条の規定により承認されるよう申請します。

- 1 補助金交付申請額 _____ 円
(既交付決定額) _____ 円
- 2 経費の内訳

項 目	補 助 対 象 経 費	補助金交付申請額
イニシャル経費	円	円
家賃経費	円	円
通信料	円	円
進出企業社員出張経費	円	円
企業人材育成費	円	円
視察経費	円	円
合 計	円	円

- 3 補助事業の対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 変更内容
- 5 変更理由

第4号様式（第9条関係）

I T関連サービス企業誘致事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地

法人名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定の通知があった事業について、事業を中止（廃止）したいので、I T関連サービス企業誘致事業費補助金交付要綱第9条の規定により提出します。

- 1 事業名
- 2 事業施行地
- 3 事業の中止（廃止）の理由
- 4 事業の中止（廃止）後の措置
- 5 申請事由の発生年月日

第 5 号様式（第 1 2 条関係）

I T 関連サービス企業誘致事業費補助金実績報告書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
法人名
代表者職氏名

当該年度に係る補助事業が終了したので、I T 関連サービス企業誘致事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定によりその実績を次のとおり報告します。

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1 補助金の名称 | I T 関連サービス企業誘致事業費補助金 |
| 2 補助金決定額 | _____円 |
| 3 補助金実績額 | _____円 |
| 4 差引額 | _____円 |
| 5 交付決定年月日 | 年 月 日 |
| 6 交付決定通知書文書番号 | |
| 7 補助事業終了日 | 年 月 日 |

第 6 号様式（第 1 3 条関係）

I T 関連サービス企業誘致事業費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良県知事

年 月 日付けで実績報告のあった事業については、I T 関連サービス
企業誘致事業費補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、補助金の額を確定したの
で、通知します。

補助金確定額 _____ 円

第 7 号様式（第 1 3 条関係）

I T 関連サービス企業誘致事業費補助金請求書

年 月 日

奈良県知事 殿

所 在 地
法 人 名
代表者職氏名

I T 関連サービス企業誘致事業費補助金交付要綱の規定により、補助金の交付の確定があった事業について、I T 関連サービス企業誘致事業費補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により補助金を交付されるよう請求します。

補助金請求金額 _____ 円

交付決定額	円
確定額	円
請求額	円

第8号様式（第14条関係）

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地

法人名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定の通知があった事業について、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、IT関連サービス企業誘致事業費補助金交付要綱第14条の規定により報告します。

1 補助金確定額

円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3 消費税及び地方消費税の額確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

4 補助金返還相当額

円

※別紙として積算の内訳を添付すること。（様式任意）

事業計画書

(1) 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
代表者	
本社所在地	
支店等	
設立年月	
業種等	
従業員数	
売上高	
県内拠点の所在地	
県内拠点の業務内容	

(2) 事業計画の概要

事業名	
施行地	
区分	イニシャル経費・家賃経費・通信料・進出企業社員出張経費 企業人材育成費・視察経費
事業内容	
操業開始日	
事業期間	
補助対象期間	

※交付申請または変更承認申請に当たっては、年度別事業計画表（別紙2）、所要額（変更）調書・精算額調書（別紙3）、事業費積算資料及びその他知事が必要と認める書類等を添付すること。

※区分については該当するものを選択すること。

年度別事業計画表（変更承認申請兼用）

（単位：円）

年度	事業内容	事業費		事業費負担区分	
				県費	その他
		イニシャル 経費			
		家賃経費			
		通信料			
		進出企業社 員出張経費			
		企業人材育 成費			
		視察経費			
		イニシャル 経費			
		家賃経費			
		通信料			
		進出企業社 員出張経費			
		企業人材育 成費			
		視察経費			
		イニシャル 経費			
		家賃経費			
		通信料			
		進出企業社 員出張経費			
		企業人材育 成費			
		視察経費			

※必要に応じて行を追加すること。

※変更承認申請の場合は、変更対象年度及び変更内容が分かるよう記載すること。

所要額（変更）調書・精算額調書

区分	事業に要した経費 ①	補助対象経費 ②	補助率 ③	補助額 ④	上限額 ⑤	補助対象外経費 ⑥
イニシャル経費						
家賃経費						
通信料						
進出企業社員出張経費						
企業人材育成費						
視察経費						
合計						

※②欄には、①欄のうち補助対象となる経費の額を記載すること。

※⑥欄には、補助対象外経費又は他の補助金等と重複する経費がある場合にその額を記載すること。

補助金交付状況総括表

申請 回数	区分	交付日	交付額（円）	補助対象期間
1	イニシャル 経費			年 月 日～ 年 月 日
	家賃経費			年 月 日～ 年 月 日
	通信料			年 月 日～ 年 月 日
	進出企業社 員出張経費			年 月 日～ 年 月 日
	企業人材育 成費			年 月 日～ 年 月 日
	視察経費			年 月 日～ 年 月 日
	合計			
2	イニシャル 経費			年 月 日～ 年 月 日
	家賃経費			年 月 日～ 年 月 日
	通信料			年 月 日～ 年 月 日
	進出企業社 員出張経費			年 月 日～ 年 月 日
	企業人材育 成費			年 月 日～ 年 月 日
	視察経費			年 月 日～ 年 月 日
	合計			
3	イニシャル 経費			年 月 日～ 年 月 日
	家賃経費			年 月 日～ 年 月 日
	通信料			年 月 日～ 年 月 日
	進出企業社 員出張経費			年 月 日～ 年 月 日
	企業人材育 成費			年 月 日～ 年 月 日
	視察経費			年 月 日～ 年 月 日
	合計			

※必要に応じて行を追加すること。

誓 約 書

私は、奈良県が奈良県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、奈良県が必要と認める場合は、本誓約書を奈良県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所 _____

企 業 名 _____

代表者職・氏名 _____

代表者の生年月日 _____ 年 月 日

事業実績書

(1) 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
代表者	
本社所在地	
支店等	
設立年月	
業種等	
従業員数	
売上高	
県内拠点の所在地	
県内拠点の業務内容	

(2) 事業実績の概要

事業名	
施行地	
区分	イニシャル経費・家賃経費・通信料・進出企業社員出張経費 企業人材育成費・視察経費
事業内容	
操業開始日	
事業期間	
補助対象期間	
事業の実施状況または実施結果	

※実績報告に当たっては、所要額（変更）調書・精算額調書（別紙3）、支出証拠資料及び
その他知事が必要と認める書類等を添付すること。

※区分については該当するものを選択すること。